

情報法学入門第4回

2. 権利の目的とならない著作物

- (1) 憲法、法律
- (2) 告示、訓令、通達、その他これに類似するもの
- (3) 判決、決定、命令、採決、決定で裁判に準ずる手続きで行われるもの
- (4) (1) ~ (3) の翻訳、編集物で、国、地方公共団体、独立行政法人が制作するもの(民間企業が作ったもの(六法全書とか)は著作権で保護される。)

3. 著作権の制限

30条 私的使用のための複製

禁止事項

- (1) 公共の自動複製機でのバックアップ(?)
- (2) プロテクトがかかっているものをはずすこと、はずした複製品使っていること

デジタル複製(録音、録画)→相当な額の補償金を著作者に支払う

(音楽用 CD - R、RW が高いのはこれのため)

31条 図書館における複製

32条 引用(誰の何を引用したことを明記すれば引用できる)

33条 教科書等への掲載

34条 学校教育放送への使用(NHK 教育とか、放送大学とか)

35条 学校等、公の公共機関での複製

36条 試験問題としての複製 (営利の場合→補償金を払う)

37条 点字による複製

38条 営利を目的としない上演等

(これは適用がケースバイケースで変わるので注意)

39条 時事問題に関する論説の転載

40条 政治上の演説等の利用

41条 時事事件の報道のための利用

4. 著作権が制限される理由

著作権に与える影響が少ない利用の性質

所有権との調整 (著作者 ≠ 所有者であることも多いため)

著作物の利用促進 公益目的

* 米 fair use

* 日 権利濫用 民法 1 条 3 項

プログラム著作物

機能性を保護するのは特許権

1. プログラム著作物の著作権

著作物の定義「思想又は感情を創作的に表現させたもの」

→ Word や Excel は思想や感情を表現したものではないが? (機能性に着目して購入)

→ プログラム著作物に対する考えは従来の著作物への考えから大きく変わっている

著作権法が指す電子計算機：記憶装置、演算装置、制御装置

プログラムは本来著作権より特許権で保護されるタイプのもの(上記参照)

→ 著作物の定義をいろいろいじってプログラムを著作物のカテゴリーに入れた

(第2条の10項の2)

プログラム言語に著作権は及ばない(10条の9項で定義)

↑「表現の手段」は著作権法では保護されないため。

(ただし印刷されて「表現されたもの」は保護する。ややこしい。)

フローチャート→書かれた物は保護されるがそのアイデア自体は保護されない。

2. データベースの著作物

編集著作物(素材の選択および配列に対する著作権)

↓ここから応用

データベース著作物(情報の選択又は体系的な構成を保護)